

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 3 年 8 月 30 日（諮問第 154 号）

答申日：令和 4 年 3 月 30 日（答申第 154 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 3 年 5 月 4 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った

「固定資産事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に記載の次の事項の詳細
・がけ地補正における「通常の用途に供する事が出来ない」の認定基準及び別表 7-1 のがけ地面積の測定方法

・別表 9, 10 の「道路からの高さ」の測定方法及び判定基準
・建築規制補正（H15. 03. 25 財政局長通達）及び別表 17 の補正コード 1～7 の判定方法

・別表 30 造成費表の盛土・切土・傾斜、コード番号の適用基準及び判定方法
・令和 3 年基準年度の Zmap 経年変化リストとゼンリンオーバーレイ解析データ閲覧用サイト/住宅地図変化点のうち〇〇・〇〇小学校区の内容
・次の土地評価原図の内容

〇〇1 丁目 242, 244 と〇〇2 丁目 3-5, 10-4, 364-1」

を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して、同月 17 日付け北九財税固第 101 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「取扱要領に記載するがけ地補正の認定基準及びがけ地面積の測定方法、道路からの高さの測定方法及び判定基準並びに建築規制の補正コードの適用基準及び判定基準（以下「本件対象文書」という。）」を具体的に作成して開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) がけ地補正における「通常の用途に供する事が出来ない」の認定基準が定性的な記述のため、判定者の主観に左右され、判定結果が担保できない。よって、がけ地等の認定例を列挙する等の判断基準を提示すればよい。
- (2) がけ地面積が測定できなければがけ地率が算定できず、がけ地補正率も判定できない。
- (3) 道路からの高さの測定・判定はガイドラインの明文化によって担保されるべきである。
- (4) なお、建築規制の補正コードについては、処分庁の弁明内容を許容する。
- (5) 争点は、がけ地補正の認定基準及びがけ地面積の測定方法並びに道路からの高さの測定方法及び判定基準の必要性に関する疑義であり、市がそれらを作成若しくは保有しているか否かではない。作成・保持していないのならば、専門業者等に作成を指示して開示すべきである。
- (6) 市は、条例第 3 条第 2 項により、情報の公開に関する「市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重する」ようにお願いしたい。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 3 年 5 月 4 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、それに対し、同月 17 日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 6 月 11 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 作成も保有もしていない文書について「作成して開示する」との裁決を求めることは、情報公開制度の趣旨から外れている。
- (2) 争点は、がけ地補正の認定基準及びがけ地面積の測定方法並びに道路からの高さの測定方法及び判定基準は作成し保有している文書であるかという点と考えるが、これらの文書は作成・保有していない、あるいは行政文書非該当であるため、本件処分は適法である。
- (3) がけ地補正は通常の用途に供することができず、利用上の制限があるため評価上考慮されるものであり、通常の用途に供することができるか否かが、がけ地補正の対象となるかの認定基準そのものである。
- (4) がけ地面積の測定方法については、取扱要領の計算例及び実務提要における図等を参考に適正に計算することができる。本市では、評価基準に基づいて定めた

取扱要領に沿って、実務提要等も参考にしながら、適正・公平にがけ地補正率を適用できている。したがって、取扱要領以上にがけ地補正について細目を規定する必要はない。なお、がけ地面積の測定方法を記載した取扱要領はHPで公開しており、条例第2条の行政文書に該当しない。

- (5) 道路からの高さの測定方法及び判定基準について、具体的に明文化していないものの、対象となる土地の状況に応じ、最も適切な測定・判定方法を用いて接面道路より高位にある画地の補正率を適用できている。また、接面道路からの高さの測定・判定ができず現場が混乱しているという事実はなく、明文化しなければならない状況ではない。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月30日 諮問の受付
- ② 令和3年11月16日 審議
- ③ 令和3年12月23日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和4年2月3日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和4年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件請求文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件請求文書の一部を開示する決定を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 市の情報公開制度において、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。また、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に個人に関する情報等が記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

- (2) このことを前提に、本件についてみると、審査請求人は、「がけ地補正における認定基準が定性的な記述のため、がけ地等の認定例を列挙する等の判断基準を提示すればよい」「がけ地面積が測定できなければ、がけ地率が算定できず、がけ地補正率も判定できない」「道路からの高さの測定・判定はガイドラインの明文化によって担保されるべき」「市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するようにお願いしたい」と主張している。

これに対して、処分庁は、「通常の用途に供することができるか否かが、がけ地補正の対象となるかの認定基準そのもの」「がけ地面積の測定方法は、取扱要領の計算例及び実務提要における図等を参考に適正に計算することができるため、取扱要領以上にがけ地補正について細目を規定する必要はない」「道路からの高さの測定方法及び判定基準は、具体的に明文化していないものの、対象となる土地の状況に応じ、最も適切な測定・判定方法を用いて接面道路より高位にある画地の補正率を適用できている」「作成も保有もしていない文書について『作成して開示する』ことを求めることは、情報公開制度の趣旨から外れている」と主張する。

- (3) この点、審査請求人は、納税者として知りたいと思っているが不明なことについて行政文書の開示を求めているものであるが、処分庁は、本件対象文書は作成も取得もしておらず、組織として保有していないと主張していることについて、著しく不合理なものとはいえず、これを覆す重大な事情があるとも認められない。
- (4) なお、審査請求人は、本件対象文書について、作成・保持していないのであれば作成して開示すべきである旨主張するが、条例は、あくまで実施機関が保有している行政文書についての開示を義務付けるものであり、特定の行政文書を新たに作成した上で開示することを義務付けているものではないため、前記の判断が変わるものではない。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 付帯意見

- (1) 情報公開制度は、前述したように、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実

施機関が保有しているものを「行政文書」と定義し、この行政文書を開示請求の対象とすることで、市民に対する行政の説明責任を全うし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的としている。

そして、行政の意思決定や政策判断がどのような理由や目的でなされたものか、それが手続面において関係法令等に従って適正になされたものかを示す行政文書の存在及びその公開は、市政に関し、市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする情報公開制度の根幹をなすものである。

以上のことを踏まえた上で、実施機関は、行政文書の開示のほか、情報の提供に関する施策の充実、情報の公表に関する施策の充実等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めることとされている。

- (2) この点、処分庁は、審査請求に係る手続において、本件対象文書について「作成も取得もしておらず保有していない」と主張しているが、審査請求人に対して、本件対象文書を保有していないことの妥当性を本件開示請求の内容に照らして具体的な根拠に基づき説明し得ていないのではないかと考える。

特に、税金については、個人の財産権に関わるものとして、審査請求人を含む市民の関心が高い分野であると思われる。このため、処分庁におかれては、固定資産税に係る制度の最低限の枠組や基準を公開するなど、専門的で理解が困難な制度であるとしても、市民に対して分かりやすい言葉での説明や情報提供を行うなど適切な対応に努め、市民に対する説明責任が全うされるよう心がけられたい。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	中 谷 淳 子
委員	中 村 智 子